

2025 年 6 月 19 日
京成タウンバス株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

京成タウンバス株式会社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、輸送の安全・安心・快適を確保するため、全社員一丸となり取り組んでおります。

この度、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全に関する2024年度の実績及び2025年度の計画について、次のとおり情報を公表し、引き続き全役員及び全社員が一丸となり、安全の確保にむけて取り組んで参ります。尚、2025年度の計画は、京成バス東京株式会社としての計画となります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社における輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです。

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全な確保に主体的関与を果たしてまいります。また、事業所における社員からの声に耳を傾けるなど現場の状況を十分把握し、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であることの意識を徹底させております。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善」(Plan Do Check Act)を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報について公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

2024 年度の安全目標及び達成状況

	重大事故	有責事故	飲酒運転
目標	0 件	4 7 件	0 件
達成状況	0 件	6 7 件	0 件

※軽微な事故（擦過痕）程度も含む事故件数です。

なお、2025 年度は、人身事故を徹底して防ぐ（重大事故 0 件）、交差点右左折時の人身事故 1 件以下、支局報告該当事故（0 件）、有責事故目標件数を 54 件に設定し、事故減件への取り組みを強化して参ります。

3. 事故に関する統計

2024 年度に発生した自動車事故報告規則第 2 条に該当する事故は以下の通りです。

- * 報告事故 0 件
- * 車両故障 0 件

4. 安全管理規程

安全管理規程の主な内容

- ・ 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- ・ 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- ・ 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 輸送の安全に関する施策

当社では、安全管理規程に基づいて以下の通り実施しております。

- (ア) 輸送の安全確保が最優先であることを徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (イ) 輸送の安全に関する投資を行うよう努めます。
- (ウ) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- (エ) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達すると共に、全社員へ共有いたします。
- (オ) 輸送の安全に関する教育及び研修計画を策定し、実施いたします。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び教育、研修の実施状況

- ① 一般貸切許可取得日 2018 年 9 月 11 日
- ② 営業開始日 2018 年 11 月 22 日

輸送の安全に関する教育及び研修の実施方

- ① 貸切バス担当乗務員に対し、適性診断の受講を実施
- ② 貸切バス担当乗務員に対し、20 時間以上の実車研修を実施
- ③ 貸切バス担当乗務員に対し、10 時間以上の座学教育を実施

6. 輸送の安全に関する教育・研修及び安全施策の実施状況

- (ア) 乗務員が確実に安全を確認できる交差点右左折時の適切な速度を定め、実践を図っております。また、管理職等による添乗台数を増やし、検証と指導を行っております。
- (イ) 所要時間・道路実態・利用実態等を総合的に勘案し、無理の無い運行ダイヤの見直しを図っております。
- (ウ) 京成バスグループに於いて、発進時の車内事故撲滅を最優先目標に掲げ、「ふんわりアクセル・発車時案内」を共通施策と位置づけ取り組んでおります。
- (エ) 乗務員に対して、ドライブレコーダーの映像を基に、ヒヤリハットや事故事例等を共有し、安全意識の向上に努めております。
- (オ) 交通安全運動等（春・夏・秋・年末年始）における、社長以下、管理職による毎月 3 回の早朝巡視を行うなど、輸送の安全向上に努めております。
- (カ) 当社では、全従業員に対して、毎年、運転記録証明書の提出を義務付け、勤務以外での法令違反等の意識向上に努めております。

- (キ) セーフティドライバーコンテスト（東京バス協会・葛飾警察署）に参加し、安全意識の向上を図っております。
- (ク) 新人乗務員 1 年未満者及び事故惹起者研修を実施し、事故防止を図っております。
- (ケ) 管理職に飲酒運転防止インストラクターを受講させ、基礎知識を乗務員へ周知させております。
- (コ) 管理職を中心に運輸安全マネジメント認定セミナーを受講し、安全マネジメントの更なる推進に努めております。
- (サ) 健康起因事故防止の観点から睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査、脳健診（MRI・MRA）、及び視野障害による事故防止を目的とした眼科健診を実施しております。
- (シ) 薬物対策（危険ドラッグ検査）を実施しております。

7. 輸送の安全に関する組織図

別紙のとおり

8. その他安全に関する取組み

- ① ドライブレコーダー（デジタルタコグラフ内臓）全車両
- ② EDSS（ドライバー異常時対応システム） 2019 年 9 月納車分から導入
- ③ 車載無線機 全車両
- ④ LED ヘッドライト、ステップ灯の LED 化の導入
- ⑤ 女性乗務員専用休憩室の増設
- ⑥ 車外注意喚起装置（安全くん） 全車両
- ⑦ ミラーヒーター随時導入
- ⑧ 障害物感知ソナー 全車両
- ⑨ 路線バスの右サイドミラーに角型ミラーを導入
- ⑩ DSM（ドライバー・ステータス・モニター） 2023 年 8 月納車分から導入
- ⑪ オートライト機能 2023 年 8 月納車分から導入
- ⑫ 車イス用輪留めの設置 2025 年 5 月より段階的に導入

9. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

当社は、安全マネジメントの実施状況を点検するため、適切な時期を定めて輸送の安全に関し 内部監査を年 1 回実施しております。2024 年度の監査においても、適正であることが確認されています。

10. 安全統括管理者

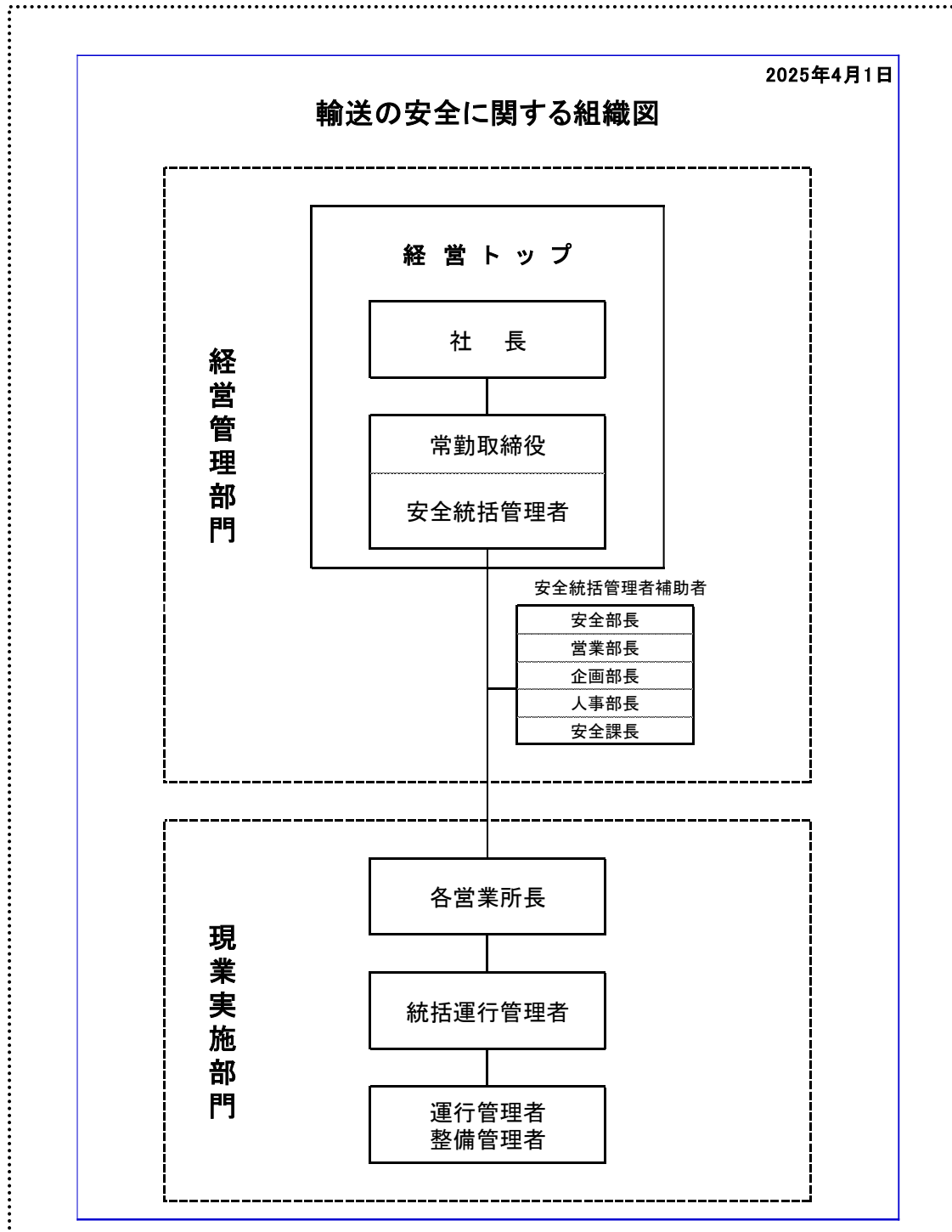
安全部長 宮阪 信広（2025 年 4 月 1 日選任）

常務取締役 長坂 保宏（2025 年 3 月 31 日解任）

以 上

輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

当社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努めております。指揮命令系統については、次の『京成バス東京（株）輸送の安全に関する組織図』によります。また、報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう、以下組織図のほか、報告体制（レベル別）に指揮命令系統、及び緊急連絡網体制を構築しております。



輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

当社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努めております。指揮命令系統については、次の『京成タウンバス（株）輸送の安全に関する組織図』によります。また、報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう、以下組織図のほか、報告体制（レベル別）に指揮命令系統、及び緊急連絡網体制を構築しております。

京成タウンバス（株）輸送の安全に関する組織図

